

【生活習慣病療養計画書について】

令和6年6月より施行される厚生労働省の診療報酬改定に関して生活習慣病（高血圧・糖尿病・脂質異常症）についてこれまでの特定疾患との位置づけを一段上げて生活習慣病として管理指導するように通達があり、さらにその意識をかかりつけ医と患者さんが共有すべく治療計画書を作成し、書面に患者さまの署名が必要となりました。

そこで高血圧・糖尿病・脂質異常症のいずれかで通院されている患者さまには治療計画をたてて生活習慣に関する総合的な治療管理を実施いたします。初回作成時および変更時には療養計画書を交付し、署名（サイン）をいただいたうえでお渡しいたします。

生活習慣病治療管理料として算定するのに伴い自己負担額に変更がありますことをご理解のほどよろしく申し上げます。

野村海浜病院